



Title	長崎医学の百年, 第六章 第五高等学校医学部, 第二節 第五高等学校医学部敷地の問題
Author(s)	長崎大学医学部; 中西, 啓
Citation	長崎医学百年史, 1961, pp. 514-529
Issue Date	1961-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10069/6624
Right	Copyright(c) 1961 by Nagasaki University School of Medicine

This document is downloaded at: 2020-10-28T17:45:34Z

第二節 第五高等中学校医学部敷地の問題

明治二十年八月に、長崎に第五高等中学校医学部が設立されることが確定してから、長崎ではその設立位置について種々考慮されていたが、その選定は遂に浦上山里村に決定されることとなった。当時の浦上は誠に僻村であつて、郊外の農作地に過ぎず、簡単に同地に決定された訳ではなかった。幾多の山積する難問題は相当期間を経て調査され、その結果、浦上に第五高等中学校医学部が置かれたのである。次に明治二十年八月以降、明治二十四年に至る間に、第五高等中学校の敷地問題について種々の交渉が行なわれているので、その資料を若干抄録しておこうと思う。

明治二十年八月二十八日、浦上山里村の高谷重一、高谷才次郎、東清次郎、米倉正芳（代理佐藤助右衛門）、東甚九郎（代理東清次郎）、松本辰五郎、高谷範吾（代理高谷重一）、平山伊勢松、深堀住吉、深堀円造、山口

幸次郎（代理松本辰五郎）、深堀仙太郎（代理西田徳十）、深堀好松、山口周三郎、西田伊太郎、深堀八郎、深堀福松、青田萬作、山口浅吉が連印して戸長代理筆生岡部豊太郎と共に長崎県知事日下義雄に宛てて、「御用地御買上願」を提出し、又、同日、高谷才次郎、高谷重一、東甚九郎、西田伊太郎、東清次郎、山口幸次郎（代理松本辰五郎）、深堀住吉、松本辰五郎、平山伊勢松、山口周三郎、米倉正芳（代理佐藤助右衛門）、山口浅吉、平山和市、深堀八郎は戸長代理筆生岡部豊太郎と連署して、榎木、茶ノ木、桃ノ木、栗木、棕櫚ノ木、山茶花、梅ノ木、柿木、李木、梨ノ木、竹、雑木、センタンノ木、桑木の買上を前と同様、日下義雄に宛て、願出し、「御用地ニ係ル益木御買上願」を提出した。更に又、田川和平次、平山和市、山口浅吉、山田平右衛門、山口又四郎、山口周三郎、田川福太郎、田川重太郎、平山和市、平山

タケ、山口音吉、西田伊平太、田川福市、山口勝之十、深堀寅造、深堀甚四郎、深堀住吉、平山伊勢松、西田徳十、山口三平、米田ハルの住家、小屋、物置所の移転料の下附を願出た文書「土地御買上ニ付移転料御下渡願」も八月二十八日に日下義雄宛てに提出されているのである。この最後の文書を次に示そうと思ふが、これ亦村長代理筆生岡部豊太郎の連署にかかるものであった。

土地御買上ニ付移転料御下渡願

西彼杵郡浦上山里郷

一住家

田川利平次

此移転料金拾八円九拾銭

七坪分但老坪ニ付弍円七拾銭

一小屋

此移転料金八円也

同 人

弍坪五合分老坪ニ付三円弍拾銭

一物置所

同 人

此移転料金六円五拾弍銭五リ

四坪五合分但老坪ニ付老円四拾五銭

一小屋

平山和市

此移転料金六円八拾銭

四坪分但老坪ニ付老円七拾銭

一住家

山口浅吉

此移転料金弍拾老円六拾銭

八坪分但老坪ニ付弍円七拾銭

一小屋

同 人

此移転料金拾老円六拾銭

八坪分但老坪ニ付老円四拾五銭

一住家

山田平左衛門

此移転料金拾円弍拾銭

六坪分但老坪ニ付老円七拾銭

一小屋

此移転料金老円五拾銭

三坪分但老坪ニ付五拾銭

一住家

山口又四郎

此移転料金八円五銭

三坪五合分但老坪ニ付弍円三拾銭

一小屋

此移転料金老円

弍坪分但老坪ニ付五拾銭

一住家

山口周三郎

此移転料金金拾三円六拾銭

八坪分但老坪ニ付老円七拾銭

一住家

田川福太郎

此移転料金弍拾三円

第二節 第五高等中学校医学部敷地の問題

拾坪分但老坪ニ付弍円三拾銭

此移転料金六円六拾銭

同 人

一小屋

三坪分但老坪ニ付弍円貳拾銭

此移転料金六円五拾貳銭五リ

一住家

田川福市

四坪五合但老坪ニ付老円四拾五銭

此移転料金六円三拾銭

一住家

田川重太郎

此移転料金八円四拾銭

一住家

山口勝之十

七坪分但老坪ニ付老円貳拾銭

此移転料金貳拾老円六拾銭

一住家

平山和市

此移転料金貳拾九円九拾銭

一小屋

同 人

拾三坪分但老坪ニ付弍円三拾銭

此移転料拾円貳拾銭

一住家

平山タケ

此移転料金拾五円七拾銭

一住家

深堀寅造

八坪分但老坪ニ付老円九拾五銭

此移転料金拾七円六拾銭

一住家

山口音吉

此移転料金拾円四拾銭

一小屋

深堀寅造

八坪分但老坪ニ付老円三拾銭

此移転料金四円八拾銭

一住家

西田伊太郎

此移転料金百弍円六拾銭

一住家

深堀甚四郎

廿七坪分但老坪ニ付二円八拾銭

此移転料金三拾九円貳拾銭

一小屋

同 人

此移転料金貳拾老円六拾銭

一住家

深堀住吉

八坪分但老坪ニ付弍円七拾銭

此移転料四拾円五拾銭

一物置所

拾五坪分但老坪ニ付弍円七拾銭

一小屋 同 人

此移転料金貳拾貳円

拾坪分但老坪ニ付貳円貳拾銭

一住家 平山伊勢松

此移転料貳拾四円

拾貳坪分但老坪ニ付貳円

一小屋 平山伊勢松

此移転料拾五円三拾銭

九坪分但老坪ニ付壹円七拾銭

一小屋 同 人

此移転料六円三拾銭

四坪五分但老坪ニ壹円四拾銭

一住家 西田徳十

此移転料三拾九円貳拾銭

拾四坪分但老坪ニ付貳円八拾銭

一小屋 同 人

此移転料八円五拾銭

五坪分但老坪ニ付壹円七拾銭

一住家 山口三平

此移転料金三円六拾銭

八坪分但老坪ニ付壹円七拾銭

一小屋 山口三平

此移転料八円四拾五銭

六坪五分但老坪ニ付壹円三拾銭

(貼紙三行)

一住家 米田ハル

此移転料貳拾壹円六拾銭

八坪分但老坪ニ付貳円七拾銭

右者今般御用地トシテ実地御買上相成候ニ付前記之通移転料

御下ケ渡被成下度此段連印ヲ以テ奉願候也

右

明治廿年八月廿八日

田川利平次(印)

山口浅吉(印)

山田平左衛門(印)

山口又四郎(印)

山口周三郎(印)

田川移太郎(印)

田川重太郎(印)

平山和市(印)

平山タケ(印)

山口音吉(印)

西田伊太郎(印)

田川福市(印)

山口勝之十(印)

深堀寅造(印)

深堀甚四郎(印)

第二節 第五高等中学校医学部敷地の問題

深堀 住吉(印)
平山伊勢松(印)
西田 徳十(印)
山口 三平(印)
米田 ハル(印)
同村々長代理

筆生 岡部豊太郎(岡部豊太郎)

長崎県知事 日下義雄殿

このような願出は調査を重ねた上、再調査をも行って用地の決定をみた。そしてこれらの文書はすべて「明治廿四年、第二課事務簿、地籍三部付属、医学部敷地」に収められている。

同文書に「御用地御買上願」があり、三田村庄次郎、東清治郎、西田甚三郎、高谷範吾、松本辰五郎、西田伴三太、東源治郎、深堀住吉所有の宅地、田畑の買上げを願出ている。その末に「右者私共所有地今般御用相成候ニ聊付異論無之候ニ付前記ノ代価ヲ以テ御買上ケ被成下度此段連署ヲ以テ奉願候也」とあり、明治廿年九月付で、高谷範吾(代理高谷重一)、東清次郎、松本辰五郎(代

理西村力太郎)、西田伊三太、西田甚三郎、東源次郎、深堀住吉、三田村庄次郎及び戸長一瀬信造連印で日下義雄宛に呈出され、又、「土地御買上ニ付移転料御下渡願」には西田友十、林彦太郎の二名が戸長一瀬信造と共に、九月十四日付で、前者同様、日下義雄宛に文書を呈出し、同日付で東清次郎、西田甚三郎、西田伊三太は戸長連印で、桃、梅、柿、梨、榎、榎木、モクロノ木、榿、竹等の買上を願って「御用地ニ係ル益木御買上願」を知事宛てに呈出した。

このようにして、土地のみならず、そこに植えてある益木についても、一本一本の評価がなされ、経済的な責任問題は逐次解決しつつあった。

又、同文書に収第二三〇四号、明治廿年十二月廿七日發議、同日決議、同日扱済として次の文書がある。

第五高等中学校医学部敷地ノ件

第五高等中学校医学部敷地ノ儀ニ付別紙ノ通文部省會計局長ヨリ照会有之候ニ付左按西彼杵郡へ照会致可然哉此段相伺候也

按

第五高等中学校医学部ヲ本県へ設置ニ付該敷地トシテ兼テ御取調相成候貴郡浦上山里村民有地面積凡六町五反九畝六歩并通路トモ今般文部省ニ於テ買収可相成等ニ付右所有候人名及地種代価等至急取調御回付有之度此段及御照会候也

年月日 県庁第二部 学務課

西彼杵郡役所 御中

又、明治廿年十二月十六日受、学収第二三〇四号、會計五中第三九号として次の文書がある。

貴県西彼杵郡浦上山里村民有地別紙絵図面朱色内面積凡六町五反九畝六歩并ニ通路共当省所轄第五高等中学校医学部敷地トシテ必要ニ付当省へ買収致度就テハ右ニ付過般野村該校長へ御回答相成候通該地買上方之儀貴県ニ於テ御差支無之候ハ、所有者人名地種代価等委細更ニ御報答相成候様致度此段及御照会候也

明治二十年十二月十七日

文部省會計局長 久保田 讓
（文部省會計局長之印）

長崎県知事 日下義雄殿

追テ本文医学部建築費トシテ貴県ヨリ支出可相成金五万円ハ早々当省へ御廻付相成度此旨申副候也

この照会は明治二十一年二月二日から再調査が開始さ

第六章 第五高等中学校医学部

れた。このように第五高等中学校医学部の設立は、着実な展開を示したのであるが、なお、小島の長崎病院と浦上山里村との距離が甚だ遠隔であるため、浦上の方に医学部を置き、病院の方を小島に置いたままでは医学教育の特種性、即ち臨床医学に重点を置く病院と基礎医学に主要な眼目を入れる医学部が分割されて了い、両者の密接な関連性が地理的な理由で隔絶する恐れを残していた。これについては長崎県及び医学部側でも考慮するところがあり、且つ文部省でも熟慮し、文部省往復課、子会七五四号、明治廿一年六月十五日受、学収二三〇四号として次の文書を示した。

第五高等中学校医学部敷地撰定方ノ儀ニ付実測図相添甲学発第三四号ヲ以テ御上申相成候ニ付反覆熟議候処西彼杵郡浦上山里村ハ現在ノ病院ト遠隔セルヲ以テ医学部ヲ建築候ハ、不便モ可有之候得共病院接近ノ地ハ高低甚シク殊ニ給水ニ不充分ナル等ニテ到底医学部敷地ニ適當不致ニ付双方ノ便宜ヲ企図シ現在病院ノ隣地元貴県立医学校地所へ臨床講義室ヲ附設シ寄宿舎及其他ノ教場ハ浦上山里村ニ建築可致事ニ決定致シ候就テハ該地買上方ノ儀ニ付客年十二月十七日付ヲ以テ及御照会置候通實際買上クヘキ代金并ニ所有者等委細御取調ノ上

第二節 第五高等中学校医学科敷地の問題

早々御回答相成度々此段及御照会候也

明治二十一年六月八日

文部省會計局長 久保田 讓 (文部省
會計局長之印)

長崎県知事 日下義雄殿

即ち、医学部を山里村に置くことを決定した以上、臨床教場として附属施設、長崎病院も浦上の地に移す必要を認め、長崎側の処置を要請して来た。これに対しては、この文部省の文書を受取つた六月十五日以来、七月二十六日に至る間に審議を重ねたが、この審議には、医学部側も勿論参画していた筈であるが、長崎県側は学務課、土木課、議事課、庶務課の各課及び知事日下義雄の認可のもとに、乙学五二八号を以て、七月二十六日に、次の回答を文部省に宛てて発した。

第五高等中学校医学科敷地ノ件

文部省會計局長 久保田 讓

回答按

文部省會計局長 久保田讓宛

知事

去月八日付会第七五四号ヲ以テ貴省御所轄第五高等中学校医学科建築敷地ノ儀ハ浦上山里村ニ御決定ノ趣ニテ實際買上ク

ヘキ代価並所有者等取調方ノ儀ニ付御照会之趣了承右ハ別表ノ通人民ヨリ買上クヘク反別ハ五町五反五畝拾六步ニシテ此買収金高并ニ移転料等都合七千五百式拾四円四拾四錢六厘ニ有之候尤右敷地ヲ実測候得者六町五反四畝拾四步九合三勺五才ニ相成候且右建築費トシテ本県ヨリ支出可致金額五万円ノ儀ハ廿一廿二ノ両年度ニ於テ支出スヘキ事ニ決議致居候ニ付当廿一年度ヨリ支出スヘキ金高式万八千五百円ハ不日可及御送付筈ニ有之候此段御回答申進候也

追テ本文敷地御買取ノ儀ヘ差支無之ニ付人民ヨリ受書ヲ徴シ置候条右様御了知相成度此段申添候也

これとは別に、医学部敷地の坪数についても再調査が行なわれていた。即ち、県側の調査によれば、買収地域坪数は一万六千六百余坪であったが、西彼杵郡役所の提出した坪数は二万坪であったので、明治二十一年二月十日より県側はその再調査を西彼杵郡役所に命じた。これは収第二三〇四号「医学部敷地ノ件」を以て西彼杵郡役所に宛て、次の文書を発したのである。

第五高等中学校医学科敷地ノ件

西彼杵郡役所宛

照会按

県庁第二部

第五高等中学校医学部建築ノ儀ハ貴郡浦上山里村へ決定ノ趣ニテ実際買上クヘキ反別代価并ニ所有者等取調方依頼越候ニ付曾テ貴庁ヨリ御回付ノ書面ニ付キ調査候処買上クヘク反別ハ五町五反五畝拾六歩ニシテ右実測反別ハ九町三反五畝十三歩ニ相成之ヲ比較スレハ其差異甚ク尤実測反別ニハ里道ヲモ含包致居候ニ付聊ノ増加ハ可有之候へ共自然ハ別紙絵図面朱色区域内ノ反別ニ調査脱落ノ廉ハ無之哉為念及御問合候条至急取調御回報相成度此段及御照会候也

追テ別紙図面ハ御調査済ノ上御返付相成度且買取敷地範圍内ノ里道中民有ニ属スルモノハ無之哉是所取調御報知相成度候也

(理由)

文部省會計局長ヨリ別紙ノ通取調方照会アリシニ由ル

県学務課ではこの回答を急ぎ求め、更に第二三〇四号を以て、七月二日に西彼杵郡役所に催促した。即ち、次の文書が残されている。

第五高等中学校医学部敷地ノ件

西彼杵郡役所宛

県庁 第二部

第五高等中学校医学部用地取調方ノ儀ニ付追々及御照会置候処今ニ御回答無之右ハ如何ノ御都合ニ候哉処務整理上甚差支候条至急取調御回報相成度此段申進候也

第六章 第五高等中学校医学部

これに對して、西彼杵郡役所は慎重な再調査の結果、七月十日及び七月十二日に長崎県に宛て、回答を發した。即ち、前者は学収第二三〇四号、第一〇四一号として、後者は山甲第一二九号として残されている。そして更に後者には「西浦上山里村第五高等中学校予定用地実測」が附けられている。今、次にこれらの文書を示しておく。

第五高等中学校医学部敷地ノ件

右当郡浦上山里村へ建設ノタメ敷地御買上に付人民申出ノ反別ト県庁土木課ニ於テ実測反別ト大ニ相違之廉有之趣取調候へ共何レノ訳ニテ如斯大差ヲ来候哉当庁及戸長ニ於テモ判然致難ク旨申出候付テハ土木課ノ方御取調相成候ハ、判明可致ト存候此段御回答候也

明治廿一年七月十日

西彼杵郡役所
(長崎県
西彼杵
郡役所)

県庁 第二部 御中

山甲第一二九号(朱)

第五高等中学校医学部敷地曩キニ進達仕置取調書反別五町五反五畝拾六歩ニ候処御庁ニ於テ実測相成候反別ハ九町三反五

第二節 第五高等中学校医学部敷地の問題

畝拾三步ト相成甚敷差異有之候ニ付自然区域内ノ反別ニ調査脱落之廉無之哉之旨其筋ヨリ達ノ次第モ有之候処右ハ道路敷ニ於テ老町步畦畔溝敷ホニテ老町步且ツ畑宅地反別丈量仕候得ハ従前之誤謬老町步余ハ丈量増ヲ生シ可申右三ヶ条ニテ該反別増加可仕見込申候依而右畦畔溝敷等ハ明日ヨリ五日間内無相違取調進達可仕此段上申仕置候也

西彼杵浦上山里郡

戸長 一瀬信造 (浦上山里村 一瀬信造)

明治廿一年七月十二日
長崎県知事 日下義雄殿

西浦上山里村第五高等中学校予定用地実測

(一字) 坪数貳万八千六拾三坪老合老メ
誤

此反別九丁三反五畝拾三步一

第二部 小柳 雇 (小柳)

(朱) 正老万七千六百三十四坪九合三勺五才

此反別六町五反四畝十四步九合三勺五才

更に八月七日付、日下義雄宛一瀬信造の文書によれば、家屋移転料のこと、坪数更正のことが報ぜられているが、次第に調査が精密となつて、誤は漸次訂正して行かれた。

そのうち、文部省から内務省に回達された医学部敷地買収の問題は、八月十八日、内務省の認可を得ることとなつた。そしてそれは八月二十五日に長崎県に届けられた。明治廿一年八月廿五日受、庶収第一二八〇号、訓第五〇八号として次の文書がある。

長崎県

其県下西彼杵郡浦上山里村ニ係ル民有地面積五町五反五畝拾六歩ハ今般文部省ニ於テ同省所轄第五高等中学校医学部建設敷地トシテ買上相成候ニ付該地ハ同省へ引渡シ地種ハ官有第四種高等中学校医学部敷地ニ編入スヘシ
右訓令ス

明治廿一年八月十八日

内務大臣伯爵 山 県 有 朋 (内務大臣之印)

そして更に学務課では用地に関する文書類を庶務課に廻し、手続を急いだのである。

書類移牒ノ件

西彼杵郡浦上山里村民有地五町余歩第五高等中学校医学部へ買収ニ係ル取調書類移牒方ノ義ニ付照会之趣了承別帛往復書類並人民受書等九十九葉及御移牒之条御査収相成度候也

明治廿一年八月廿五日

第二部 学務課 (長崎県学務課)

第一部 庶務課御中

追テ買取敷地内ニアル家屋移転料ニ誤調ノ賸有之旨ヲ以テ義ニ差出候受書ト交換ノ義人民ヨリ出願候ニ付其処分案目下局ヘ伺中ニ有之候間此分ヘ御決判次第可及御移牒答ニ付右様御了知相成度候也

この調査は更に続けられて行つた。県庁第一部第二課、庶務課長は山口直路を主任として、明治二十一年八月三十一日、「第五高等中学医学部敷地取調之件」を西彼杵郡役所に発し、予定地と確定した医学部敷地調査のため地券台帳の照査方を依頼した。これに対し、西彼杵郡役所は九月八日、「医学部敷地ニ係ル件」を地券台帳と照合して別紙と共に送り返した。

今、別紙は略するが、買上金高は六千六百貳拾五円八拾七銭六厘で、惣反別は五町五反五畝六歩であつた。字名は里郷、坂本、浦崎、道上、岳前、江平開、江平、久保、江平前、馬々頭、平野宿、鏡川、佐城の各地で、所有者は三田村庄治郎(二十一年三月、土屋円藏(名義替)、東清治郎、西田甚三郎、高谷範吾、松本辰五郎、西田伊

三太、東源五郎(十九年五月、松本辰五郎(名義替)、深堀住吉、高谷重一、山口浅吉、平山伊勢松、深堀円造、山口幸次郎(二十年五月、山口熊吉(名義替)、高谷才次郎(二十一年六月、高谷常三郎(名義替)、深堀好松、深堀福松、青田萬作、東甚九郎、米倉正芳、深堀仙太郎(二十一年四月、直田米吉、深堀証明所有となる。)、山口周三郎、西田伊太郎、深堀八郎であつた。

これより先、八月二十五日、文部省は医学部建設用地買収及び移牒に関する訓令を更に実地調査せしめるため、技師久留正道を出張せしめることとした。八月廿五日付、日下義雄宛久保田譲の文書は九月一日に県庁に届けられた。即ち、九月一日受、庶収第一二八〇号、会計地第一三三七号として次の文書がある。

予テ御協議済ノ通貴県下西彼杵郡浦上山里村ニ係ル民有地面積五町五反五畝拾六歩当省所轄第五高等中学校医学部建設地トシテ買収ニ付該地当省ヘ御引渡方等貴県ヘ及訓令置候旨内務大臣ヨリ通牒有之候ニ付テハ文部四等技師久留正道不日貴県ヘ出張実地受領可致ニ付同人(御引渡相成度尤民有地買上代金并ニ移転料合計金七千五百貳拾四円四拾四銭六厘ハ去ル

第二節 第五高等学校医学部敷地の問題

十三日付及御回答置候第五高等学校医学部建築費ノ内同医学部へ御回送相成候金貳万八千五百円ノ内ヨリ支出可致ニ付其金員請取方該部へ御申越相成度且該金員御仕払済ノ上ハ正當請取人ノ領収証書御送付有之度此段及御照会候也

明治二十一年八月廿五日

文部省會計局長 久保田 讓
（文部省會計局長之印）

長崎県知事 日下義雄殿

これに關しては九月四日より庶務課において審議を重ね、九月六日に至つて、庶収第一二八〇号、乙庶第七五三号として長崎県より第五高等学校医学部にあて、買上代金回送について照会するところがあつた。

医学校敷地買上代回送方照会按

第五高等学校医学部御中 長崎県

第五高等学校医学部建設地トシテ西彼杵郡浦上山里村ニ於テ民有地面積五町五反五畝拾六歩買上相成候地代金及移転料等合計七千五百式拾四円四拾四錢六厘ハ貴部建築費ノ内ヨリ支出スヘキ旨文部省會計局長ヨリ照会有之候条速ニ御回金相成度此段及御照会候也

年九月六日

この回答は九月八日に医学部より發された。即ち、九

月八日受、庶収第一二八〇号、会第一八九号として次の文書がある。

本部建設地トシテ西彼杵郡浦上山里村ニ於テ民有地買上相成候地代金及移転料ホ金七千五百式拾四円四拾四錢六厘送付ノ儀ニ付御照会之処右者曾テ文部省會計局長ヨリ及御照会候通本部建築費トシテ貴県ヨリ御差出可相成金額ノ内ヨリ支出スヘキ儀ニ付該金額御送付ノ上回金方可取計候此段及御回答候也

明治廿一年九月八日

第五高等学校医学部
（第五高等学校医学部之印）

長崎県 御中

先に文部省より出張を命ぜられた久留正道は九月中旬に長崎に到着し、長崎県と交渉を開始した。九月十五日、長崎県では庶務課、学務課の審議の後、庶収第一二八〇号として次のような引渡し文書を發したのである。ここに第五高等学校医学部の敷地が定まつた。

第五高等学校敷地引渡ノ件

文部省四等技師 久留正道殿

乙庶第八一四号

長崎県西彼杵郡浦上山里村

知事代理官

一 民有地面積五町五反五畝拾六步

右第五高等中学校医学部建設敷地トシテ買取相成候地所及御引渡候也

年月日

追テ土地買上代金并移転料等都合金七千五百式拾四円四銭六厘ニ相成候旨先般貴省会計局長へ申進置候所家屋敷地坪数誤謬有之趣ヲ以テ前ノ受書更正方地主ヨリ願出取調中ニ付不日何分ノ義可申進候得共果シテ人民ノ申立正当理由アルモノトセハ移転料ニ於テ金三百四拾五円余ノ増額ヲ要シ候条此段申添置候也

この受取証としては廿一年九月十七日受、庶収第一二一八〇号、庶務課として次の文書がある。

証

長崎県西彼杵郡浦上山里村

一 民有地面積五町五反五畝拾六步

右第五高等中学校医学部建築敷地トシテ買入ノ分正ニ請取候也

明治廿一年九月十五日

文部四等技師 久留正道(久留)

知事代理長崎県書記 中村治郎殿

このようにして文部省と長崎県との敷地問題の交渉が

第六章 第五高等中学校医学部

終つたので、第五高等中学校医学部の敷地は全く完全な国有財産となつた。然しその後も尚、敷地の問題は残されていた。云うまでもなく、長崎県の経営する長崎病院を浦上に移転しなければならず、又、医学部敷地は更に拡大されねばならなかつたのである。十月十二日、達乙第四八一号として、西彼杵郡役所へ宛てた第五高等中学校医学部敷地反別正誤の件に関する返書は十一月九日に田川和平次外十九名の追渡金請求に対する県庁側の返書「丙庶第二七〇八号が提出された翌十日に西彼杵郡役所より知事宛てに出され、「第五高等中学校医学部敷地反別正誤表」として残されている。その十六件が官省地第三種道路敷に編入される分で、一件が重複に付き、取消すべき分で、一件は広さの正誤であつた。再調査を進めて行つて、始めて正しく、実際に即した医学部敷地の問題が解決した。十二月に入つて、第五高等中学校医学部の敷地は狭いことが判明し、更に拡大されることとなつたので、再び改めて用地買収の問題が展開された。十二月二十七日付で、高谷重一は戸長一瀬信造と連署で里郷字

第二節 第五高等学校医学部敷地の問題

岡前に所有の畑地の買上方を日下義雄宛てに願出、「御用地御買上願」を呈出した。この文書に対する解決は二十二年二月十三日に出された「第五高等学校医学部敷地買増地引渡之件」によって明らかである。即ち、決議、明治二十二年二月十二日、校合、十二日受、出、郵便、丙庶第四六四号、庶務主任山口属、学務課、二月十三日発として見える。

第五高等学校医学部敷地引渡之件

乙庶第二二九号

文部属 後藤謙次郎宛

長崎県

西彼杵郡浦上山里郷

一民有地反別巻反四畝廿八歩

右第五高等学校医学部敷地トシテ買増相成候地所前記之通り及御引渡候也

年二月十三日

この買収用地拡大については、既に二十二年一月十五日には内務大臣松方正義の許可を受けていた。それは訓第一八号として長崎県に届けられた。長崎県では一月二十一日に庶収第一二八〇号として受取ったのである。

訓第一八号

長崎県

其県下西彼杵郡浦上山里村里郷民有地反別巻反四畝式拾八歩今般文部省ニ於テ第五高等学校医学部増敷地トシテ買収相成候ニ付該地ハ同省ヘ引渡シ地種組替方成規ノ通取計フベシ
右訓令ス

明治廿二年一月十五日

内務大臣伯爵 松方正義
内務大臣之印

ここで漸く医学部の敷地は長崎治安裁判所に登記されるようになった。即ち、三月十五日より庶務課で審議の末、收受庶収第一二八〇号として十九日に次の文書が発された。

医学部敷地登記ノ件

長崎治安裁判所判事 冲莊藏殿

知事代理

県下西彼杵郡浦上山里村ニ於テ文部省所轄第五高等学校医学部敷地トシテ民有地五町五反五畝拾式歩買上相成タル地所登記ノ義嚮ニ及請求候処再調スヘキ廉ニ付箋ヲ以テ御返却ニ抛リ則訂正ノ上更ニ調書図面及委任状共及御回送候条可然御取計相成度此段及御照会候也

年三月十九日

追テ曾テ書入等ヲ為シタル地ハ既ニ取消之管ニ有之且地券
發行前ニ係ル書入地調參考ノ為メ御回付相成候処右ハ医学
部敷地ニ關係有之候条此段申添候也

これに次いで、「長崎県西彼杵郡浦上山里村、一民有
地面積五町五反五畝拾貳歩、此地券面価額九百三拾九円
六拾貳錢九厘、此買上代価六千六百円五拾壹錢五厘」と
して、その内訳が記されている。これによれば、元地主
住所姓名として高谷重一外二十四名、地名としては字十
一ヶ所が示され、且つ附図がある。そして七月二十三日、
医学部敷地拡張の買上げ願が西彼杵郡長朝長東九郎より
日下義雄に宛て、提出された。

第一二二九号(朱)

医学部敷地御買上願進達

医学部敷地御買上代ノ内ニ東口畦畔及溝敷御買上ノ儀別指之
通出願候ニ付進達仕候也

明治廿二年七月廿三日

西彼杵郡長 朝長東九郎

西彼杵
郡長朝長
東九郎

長崎県知事 日下義雄殿

第六章 第五高等中学校医学部

これに對して七月二十四日より庶務課、学務課で審議
され、次の文書が二十八日に発せられた。

医学部購入敷地内ニ在ル畦畔及溝敷御買上願

西彼杵郡浦上山里村戸長

一 瀬 信 造

照会案

朝長西彼杵郡長宛

中村第二部長

去廿三日付第一二二九号ヲ以テ第五高等中学校医学部敷地ト
シテ可買上範圍内ノ畦畔及溝敷等買上願御進達相成候処右ハ
買上反別ニ自然附着セルモノニシテ従来右等ノ土地ヲ買上タ
ル類例無之ニ付御詮議難相成筋ニ存候条右ノ旨趣ヲ以テ可然
御示論相成度書面返戻此段申進候也

(理由)

本文御買上願今日差出候ハ実測反別ト可買上反別トノ差甚敷
有之候ニ付自然買上反別ノ範圍内ニ脱落セル反別ハ無之哉ノ
旨郡役所ニ照会セシニ依リ再調進達致スルモノニ候得共素ヨ
リ畦畔溝敷等ハ買上反別ニ附着セルモノニシテ已ニ先般同郡
ニ於テ墓地御買上ノ先例モ有之候ニ付前案相伺候也

さて、このようにこまかな部分に至るまで進められた

医学部敷地の問題は、更に医学部を整備するための道路

第二節 第五高等中学校医学部敷地の問題

の設置にまで及ぶようになった。即ち、明治二十三年三月十九日、第五高等中学校医学部建築事務所に出張中の文部書記官蒲原忠蔵に宛てて、長崎県知事 中野健明は乙庶第四一〇号を以て次の文書を発し、四月十八日に蒲原忠蔵の回答を得た。

浦上山里村医学部敷地内在来之経路代道トシテ別紙図面之通り建換之義願書事実無余義次第二相聞候間可然御詮議相成度願書ヲ属シ此段及御照会候也

明治二十三年三月十九日

長崎県知事 中野健明 (長崎県知事印)

在長崎

文部書記官 蒲原忠蔵殿

追テ御回答之節ハ別紙御返付相成度候也

その返書は次の通りである。

長第四十九号

乙庶第四一〇号三月十九日附ケヲ以テ浦上山里村医学部敷地内在来之経路代道トシテ建換之義ニ付御照会之趣右ハ文部大臣宛ニ御照会之候様致度依テ願書及絵図面トモ及御返付候也

明治二十三年四月十五日

第五高等
中学校医
学部建築
事務所印

文部書記官 蒲原忠蔵

長崎県知事 中野健明殿
こうした道路の開設が終つてから、第五高等中学校医学部敷地は文部省用地として買上げ、登記を要することとなつた。即ち、四月五日には長崎県より長崎治安裁判

所に宛ててその請求をなした乙庶第五三九号を發したのである。この請求に対して、長崎治安裁判所は四月十日に登記をなし、その旨、長崎県に伝えた。四月十六日受、庶収第一二八〇号として次の文書がある。

記第六拾弍号

本月五日付乙庶第五三九号ヲ以テ買上登記請求相成候文部省用地ハ左記ノ三筆ヲ除キ本日登記候条此段及通知候也

明治二十三年四月十四日

長崎治安裁判所 (長崎治安) 裁判所

長崎県 御中

久保宗吉所有ノ弍千八拾八番田ハ山里村山口辰三郎へ八拾六円四拾銭ノ買入登記アルヲ以テ抵当ノ儘買上相成候ハ、別紙図面ニ山口辰三郎連署ヲ要スルモノニ有之候

深堀田造所有ノ千九百拾八番千九百弍拾番田ハ田造死亡セシ

為メ相続人員貞五郎ヨリ相続登記アルヲ以テ右貞五郎名義ニテ
請求相成度候

右三筆ハ更ニ請求書廻付相成度函面返却此段申添候也

この間、吉田健康は東奔西走して医学部建設に努力して
いたが、これに関して次の書簡がある。

在東京

吉田健康

大越書記官

拜啓然ハ第五高等中学校医学部敷地県新道設置替ヘノ内補助
金百八拾三円拾銭六厘下渡之義願出候ニ付去廿八日付ヲ以テ
文部大臣エ重申且同省会計局長ヘモ敷地内通路併テ補助金請
求云々知事ヨリ照会相成候間貴君ニ於テハ兼テ該地人民之困
情委曲御了知之義ニ付宜敷御幹旋速ニ支出相成候様御注意相
成度此段及御照会候也

五月三十日行(出田)

これに対する東京市京橋区丸尾町四番地佐々部方、第

五高等学校医学部主事吉田健康の長崎県書記官大越亨宛

(明治廿四年六月七日投函) 返書は次の通りである。

花墨拜誦致候御清適奉賀候陳ハ医学部敷地外新道設置費之義
ニ付御来示之趣拝承右ハ御稟議之通補助可相成趣ニ付不日大
臣ハ御指令可相成義ト存候小官モ中甸頃ニハ帰部之心算ニ有
之候間実際支出之義ニ付テハ拝芝之上可及御協議ト存候先ハ

不取敢御回答迄早々拝復

六月七日

大越書記官殿

吉田医学部主事

これは吉田健康が道路に関して、文部大臣と交渉を進
めていた頃のことである。その後、内務省との交渉が終
つて、九月二十五日には内務省より訓第八四九号が長崎
県に発せられた。それが長崎県に届けられたのは、九月
廿九日であった。即ち、二取第二四〇七号として次の文
書がある。

訓第八四九号

長崎県

其県下文部省直轄第五高等中学校医学部敷地内官有里道敷千
百三拾七坪四合七勺并官有溝渠敷三百六拾四坪六勺今般同校
敷地ニ組換方文部省ヨリ請求有之候ニ付該地ハ官有地第四種
同省所轄地ニ編入スヘシ
右訓令ス

明治二十四年九月廿五日

内務大臣子爵 品川弥二郎

内務大臣之印

以上を以て、第五高等中学校医学部建設に当って問題
となつた敷地の資料の抄録を終ることにする。